2　この省令において「特定大臣許可漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一・二　（略）

三　かじき等流し網漁業

四～六　（略）

3　この省令において「届出漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

（削る）

一～三　（略）

4　この省令において「規制海域」とは、別表第一の一の上欄に掲げる特定大臣許可漁業の種類ごとに同表の中欄に掲げる海域をいう。

5～7　（略）

（許可）

第三条　法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、別表第一の一の上欄に掲げる特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業又は特定の漁業の方法により営む漁業を同表の中欄に掲げる規制海域において同表の下欄に掲げる期間に営もうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないものとする。ただし、法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可（以下この項において「都道府県知事許可」という。）を受けて別表第一の二の上欄に掲げる特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業又は特定の漁業の方法により営む漁業を同表の中欄に掲げる海域において同表の下欄に掲げる期間に営む場合には、当該都道府県知事許可を受けた漁業については、農林水産大臣の許可を受けることを要しない。

2　前項本文の許可は、毎年、船舶ごとに、別表第一の一の下欄に掲げる期間の開始前に操業区域及び操業期間を定めて行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項本文の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業に使用することを廃止し、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項本文の許可を申請した場合

二　前項本文の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項本文の許可を申請した場合

三　前項本文の許可を受けた者から、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業を営もうとする者が、当該許可に係る期間の残存期間につき、当該船舶について同項本文の許可を申請した場合

（許可の基準）

第四条　農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第一項本文の許可をしないことができる。

一～七　（略）

2　農林水産大臣は、特定大臣許可漁業について、水産資源保護法第九条第一項の規定に基づき、当該特定大臣許可漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可をしないことができる。

3～7　（略）

2　この省令において「特定大臣許可漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一・二　（略）

（新設）

三～五　（略）

3　この省令において「届出漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一　かじき等流し網漁業

二～四　（略）

4　この省令において「規制海域」とは、別表第一の上欄に掲げる特定大臣許可漁業の種類ごとに同表の中欄に掲げる海域をいう。

5～7　（略）

（許可）

第三条　法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業又は特定の漁業の方法により営む漁業を同表の中欄に掲げる規制海域において同表の下欄に掲げる期間に営もうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないものとする。

2　前項の許可は、毎年、船舶ごとに、別表第一の下欄に掲げる期間の開始前に操業区域及び操業期間を定めて行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業に使用することを廃止し、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項の許可を申請した場合

二　前項の許可を受けた者が、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該許可に係る期間の残存期間につき、他の船舶について同項の許可を申請した場合

三　前項の許可を受けた者から、当該許可に係る期間中に、当該許可に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該許可に係る規制海域において当該特定大臣許可漁業を営もうとする者が、当該許可に係る期間の残存期間につき、当該船舶について同項の許可を申請した場合

（許可の基準）

第四条　農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第一項の許可をしないことができる。

一～七　（略）

2　農林水産大臣は、特定大臣許可漁業について、水産資源保護法第九条第一項の規定に基づき、当該特定大臣許可漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めた場合には、前項の規定にかかわらず、前条第一項の許可をしないことができる。

3～7　（略）